

特許庁審査部における研修

～特許審査官、審査官補を対象として実施される研修を中心として～

特許審査部研修委員会委員長 小林 均

はじめに

特許庁は、「知的財産立国」を目指すための中核を担う機関の一つですが、特許の審査に関しては、特許審査を迅速に行うための審査体制の整備が求められると共に、知的財産の活用を図るため、審査の質についても瑕疵のない安定した特許権の付与を行うことも強く求められています。

これらのニーズを満たして審査を進めていくためには、これを支える「人材」を育成することが重要であり、平成16年度から本格採用が開始されている任期付審査官を含め、審査を担う審査官の育成に力を注いでいます。

ここでは、審査を行うために必要とされる知識・知見を涵養するために特許審査官、審査官補を対象として実施されている具体的な研修について、その考え方と共に紹介していきたいと思えます。

また、平成16年度以降、独立行政法人工業所有権情報・研修館により、IP・eラーニングが提供されていますので、特許審査に関連するコンテンツの活用についても紹介したいと思います。

1. 審査官に必要とされる知識・知見

特許庁が「知的財産立国」を実現するための施策を推進していくためには、これを支える人材を育成していくことが重要となります。このような人材育成を推進していくために「研修基本方針」が平成16年度に改正されましたが、この方針の中で、特許審査官に必要とされる知識・知見として次のものがあげられています。

①特許審査遂行に必要な基礎知識・知見

特許審査を遂行するためには、まず「法令・審査基

準の知識」、「技術知識」が必要ですが、これらの知識を実際の事案に適用し審査を行っていくためには、「先行技術調査に関する知識・知見」、「判断力」、「起案力」も必要となります。

②円滑・効率的な特許審査遂行のために特に必要な応用知識・知見

案件についての協議、面接、対話型審査を行うためには「専門家としての高度なコミュニケーション力」が必要であり、出願人のニーズ等を把握し審査を行うためには「情報収集・分析力」も必要となります。

③国際化に対応する知識・知見

国際化に対応していくためには、「国際感覚の醸成」、「必要な語学力」、「各国制度等の知識」が必要となります。

④組織の円滑な運営のために必要な知識・知見

組織を円滑に運用するためには、「指導力」、「調整力」、「交渉力」等が必要となります。

特許審査遂行に必要な基礎知識・知見として、法令・審査基準の知識及び技術知識がありますが、法令・審査基準の知識は、主として研修における講義において習得し、さらに、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）で審査実務の指導を受けながら、理解を深め、実践的な適用・運用を習得していくこととなります。また、技術知識は、庁内技術研修、学会出張研修、大学派遣聴講、専門技術実習（インターンシップ）研修等の受講を通じて、担当技術分野やこれと関連する技術分野の技術知識を習得していくこととなります。

これらの法令・審査基準の知識及び技術知識は審査を行う上で重要なものですが、単にこれらの知識があるからといって、審査を的確に行うことはできません。これらの知識を実際の事案に適用し、的確な審査を行えるようにするため、指導審査官による実務指導が審

査官補期間にわたって行われます。

また、語学力、指導力、コミュニケーション力等を向上させる研修も実施されています。

2. 法定研修 (図1)

審査官、審判官の資格については、審査・審判の重要性に鑑み、特許法・特許法施行令により定められており、「審査官コース研修 (前期・後期)」、「審判官コース研修」を修了していることが要件の一つとして求められています。法令により定められた研修ですので、これを「法定研修」と呼んでいます。

なお、審査官、審判官の資格には、「特許庁において審査の事務に従事した」期間が所定年数あること (産業行政等の事務に従事した期間も算入可) も必要とされており、法定研修に加えて、審査実務におけるOJTが重要となっています。

3. 審査官になるまでの研修

(1) 審査官補育成プログラム

特許審査部では各部それぞれで「審査官補育成プログラム」を作成し、審査官補の着実な育成を図っています。このプログラムでは、審査官補自らが向上心をもってレベルアップを図れるように、審査官補本人と、指導審査官、グループ長等が協議しながら一人一人について作成されています。

それでは、実際に審査官になるまでの具体的な研修について、順を追って説明していきます。

(2) 審査官になるまでの研修の概要 (図2)

入庁直後に、通常採用の審査官補には「審査官補コー

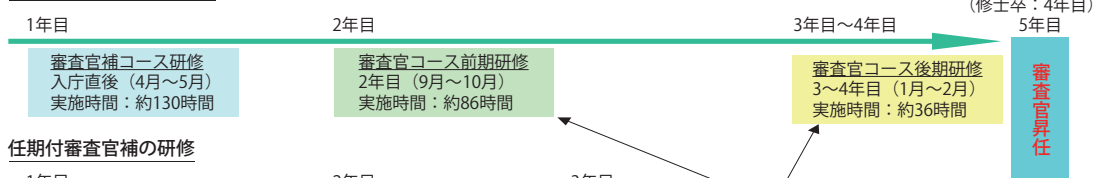
○審査官、審判官の資格は、政令で定められており、**独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了していることが条件の一つ。** (特許法第47条第2項及び第136条第3項/特許法施行令第12条、第13条)

法定研修の内容

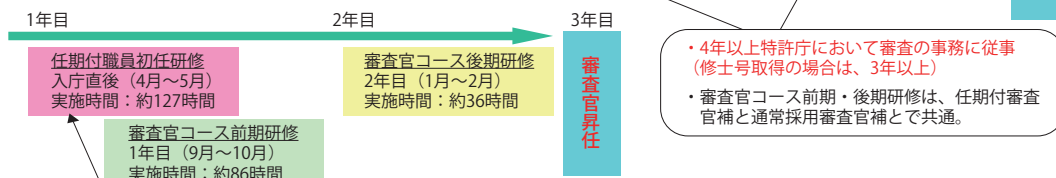


図1 法定研修

通常採用審査官補の研修



任期付審査官補の研修



- ・4年以上特許庁において審査の事務に従事 (修士号取得の場合は、3年以上)
- ・審査官コース前期・後期研修は、任期付審査官補と通常採用審査官補とで共通。

- ・産業行政又は科学技術に関する事務に6年以上従事した者であって、うち2年以上審査の事務に従事
- ・任期付審査官補は、採用当初から審査官補として任用されるため、審査官補に昇任するために1年目の審査官補コース研修を受講する必要はないが、国家公務員として必要な処遇・服務、初歩的な法令・条約、及び初歩的な実務に関する知識習得に的を絞って実施。
- ・弁理士有資格者は、法令・条約に関する科目を一部免除。

図2 審査官になるまでの研修の概要

入研修」、任期付審査官として採用された審査官補には「任期付職員初任研修」が実施されます。その後、審査官に昇任するまでに、「審査官コース前期研修」、「審査官コース後期研修」が実施されます。

(3) 審査官補コース研修、任期付職員初任研修 (図3)

通常採用者は、審査官補心得として採用され、「審査官補コース研修 (約130時間)」を修了し、部長による研修効果の確認を受けた後、審査官補に昇任します。この研修は、審査官としての基本姿勢、法令・条約・審査実務に関する専門知識の基礎を習得する目的で実施されます。法律になじみが薄い理工系学生にとっては、特許法、審査実務等の概要を初めて学ぶこととなります。

図3 審査官補コース研修・任期付職員初任研修プログラム

①法律・手続き関係

研修科目	時間数	研修効果確認方法
法律概論	4	
知的財産の概要	2	
民法の概要	6	
特許法・実用新案法の概要	12	報告書
意匠法の概要	4	報告書
商標法の概要	6	報告書
出願から登録まで	4	
条約の概要	4	報告書
特許協力条約 (PCT) の概要	2	
計	44	

②審査実務関係

研修科目	時間数	研修効果確認方法
国際特許分類の概要	1	
特実審査の概要	6	
出願・明細書	6	報告書
出願・明細書 (演習)	6	
補正	4	
拒絶理由通知・拒絶査定・特許査定	14	報告書
拒絶理由 (事例演習)	20	
国際調査・国際予備審査の概要	2	
コンピュータソフトウェア関連発明の審査	2	
計	61	

任期付採用者は、審査官補として採用されるため「審査官補コース研修」を受講しませんが、これに代わる「任期付職員初任研修 (約127時間)」を受講します。

なお、平成19年度から、「審査官補コース研修」、「任期付職員初任研修」においては、研修効果をより高めるための自己学習ツールとして、IP・eラーニングの学習を推奨しています。IP・eラーニングについては後で説明します。

(4) 入庁1年目に実施されるその他の研修 (図4)

図4は4年の審査官補期間を経て審査官に昇任する審査官補の1年目の研修を示したものです。この図を用いて、入庁1年目における、「審査官補コース研修」、「任期付職員初任研修」以降の研修について説明します。

③特別講義等

※注：文章構成論、社会人としてのマナーについては、審査官補コース研修のみ

研修科目	時間数	研修効果確認方法
長官講話	1	
技監講話	1	
VDTと健康管理	1	
知的財産基本法及び知的財産推進計画について	1	
文章構成論 ※注	2	
社会人としてのマナー ※注	2	
弁理士の役割	2	
知的財産権と企業	2	
公務員となって (任用・給与)	1	
公務員となって (諸手当、共済)	1	
特許庁の電子計算機システムの概要	1	
サーチツールについて	1	
経済産業省・特許庁の組織と役割	2	
特許庁の予算について	1	
庁内実習・庁内見学	4	
開講式オリエンテーション	1	
修了式	1	
計	25	

④IP・eラーニング

I. 受講必須コンテンツ
先行技術調査の進め方 (95分)
IPC、FI、Fタームの概要 (105分)
II. 予習復習コンテンツ
産業財産権を巡る我が国の現状と今後 (64分)
特許審査の流れ (51分)
特許審査の進め方 (67分)
特許審査実務の概要 (「産業上利用可能」、「新規性」、「進歩性」の部分) (41分)

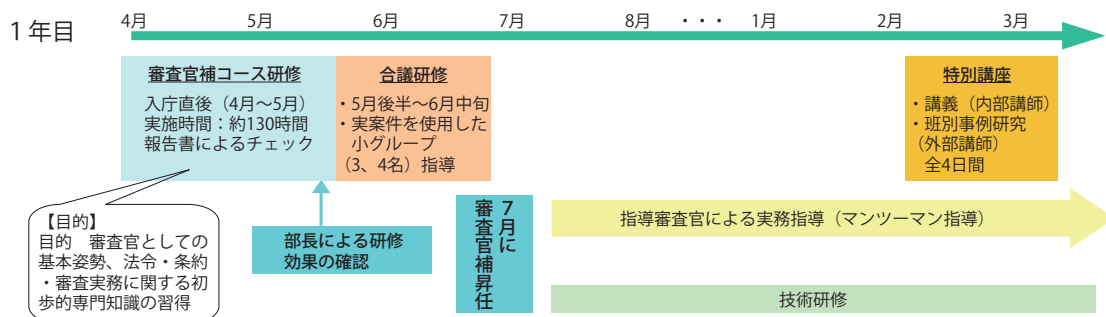


図4 審査官になるまで (通常採用者1年目)

「審査官補コース研修」、「任期付職員初任研修」に続いて、「合議研修」が行われます。この研修は、5月後半～6月中旬に各部で行われ、実際の審査案件を使用して、複数人の審査官補のグループで指導教官を中心に審査の実務指導を合議形式で実施します。この研修で使用する審査案件やグループ構成を工夫し、受講者の専門技術にも配慮することで、審査の基礎を効率的に習得させています。

この合議研修終了後は、指導審査官による審査実務の指導が始まります。そして、年度末には、「特別講座」が実施されます。この講座は、審決、判決等を通して

審査実務を早期に習得させる目的で行われます。

なお、この講座は、平成18年度まで前期と後期の2回に分けて実施していたものを、合わせて1回実施することになりました。

(5) 審査官昇任までの研修 (図5)

4年の審査官補期間を経て審査官に昇任する審査官補(平成18年度以前入庁の通常採用審査官補、平成19年度以降入庁の学部卒通常採用審査官補)には、入庁2年

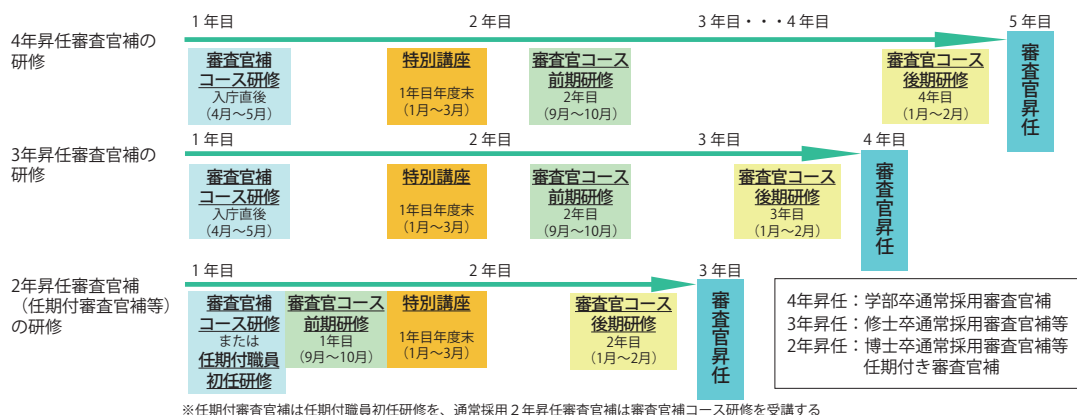


図5 審査官昇任までの研修

図6 審査官コース前期研修プログラム

①法律・手続き関係

研修科目	時間数	研修効果 確認方法
特許法・実用新案法第1(詳論)	14	試験
特許法・実用新案法第2(特記事項)	4	報告書
意匠法第1(詳論)	8	試験
商標法第1(詳論)	8	試験
条約第1(総論、パリ、TRIPs)	6	試験
条約第2(PCT)	6	試験
計	46	

②審査実務関係

研修科目	時間数	研修効果 確認方法
審査実務第1(基準、明細書等)	11	試験
審査実務第2(審査の進め方、補正等)	6	試験
審査実務事例研究(明細書・新規性・進歩性・補正・進め方)	16	
計	33	

③特別講義等

研修科目	時間数	研修効果 確認方法
国際特許分類の改正について	2	
国際調査・国際予備審査	4	
開講式、オリエンテーション	1	
計	7	

④IP・eラーニング

予習復習コンテンツ	時間数
特許審査実務の概要(「産業上利用可能」、「新規性」、「進歩性」以外の部分)(177分)	
パリ条約概論(40分)	
意匠制度の概要(60分)	
商標審査の進め方(商標制度の概要部分のみ)(19分)	
特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要と手続(国際出願制度の概要部分のみ)(122分)	

図7 審査官コース後期研修プログラム

①法律・手続き関係

研修科目	時間数	研修効果 確認方法
産業財産権関連法	2	
民事訴訟法の概要	6	
著作権法の概要	2	
不正競争防止法の概要	2	
行政法の概要	2	
行政不服審査法	2	
計	16	

②審査実務関係

研修科目	時間数	研修効果 確認方法
審査実務A【演習】	4	
計	4	

③特別講義等

研修科目	時間数	研修効果 確認方法
長官講話	1	
技監講話	1	
産業財産権をとりまく国際情勢	2	
弁理士から見た特許庁	2	
企業の知財活動と審査官への期待	2	
国家公務員としてのモラルについて	2	
合議傍聴実習について	2	
討論	2	
開講式・オリエンテーション・終了式	1	
終了式	0.5	
計	15.5	

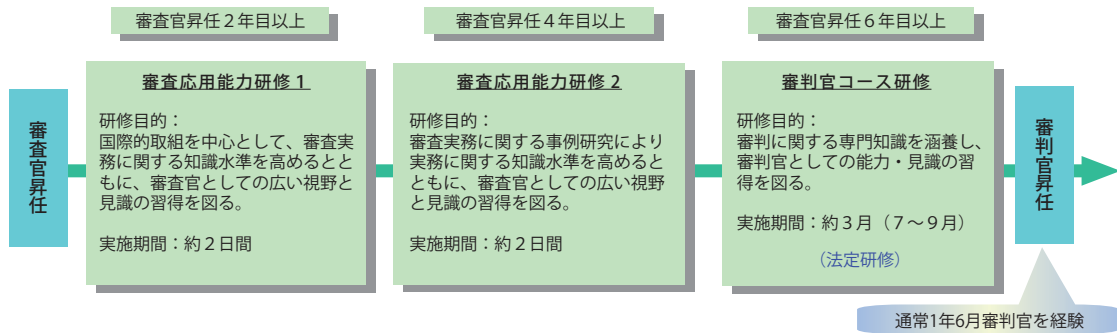


図8 審査官昇任後の研修

目に「審査官コース前期研修（図6、約86時間）」、入庁4年目に「審査官コース後期研修（図7、約36時間）」が実施されます。この研修で所定の成績を修めると研修の修了となり、他に法令で定められている要件をクリアすることにより、審査官に昇任することとなります。

また、4年未満の審査官補期間を経て審査官に昇任する審査官補についても、研修を受講する時期に違いがあるものの、研修プログラムの内容は基本的に4年昇任者と変わりません。

4. 審査官昇任後の研修（図8）

審査官に昇任後2年目以降に「審査応用能力研修1」、4年目以降には「審査応用能力研修2」が実施されます。「審査応用能力研修1」では、国際商標制度、欧州・米国特許制度等の国際的取組を中心とした、審査官としての広い視野と見識を習得します。また、「審査応用能力研修2」では、企業知財関係者、弁理士の方々にも参加いただいて、進歩性など特許関係のトピックに関する班別討議が行われます。

その後、審査官昇任後6年目以降に「審判官コース研修」が実施され、民事訴訟法等の審判の実務を遂行するために必要な知識を習得します。この研修は法定研修の一つですから、修了しなければ審判官に昇任できません。

5. 技術知識、語学力、コミュニケーション力等の向上のための研修

(1) 技術研修（図9）

特許審査遂行に必要な基礎知識・知見として技術知

識が重要であることはすでに述べたとおりです。審査官が、新規性、進歩性、補正における新規事項の判断等を行う場合には、その分野の技術知識がなくては的確に判断できません。この技術知識は、担当技術分野における非常に深い知識に加え、関連分野における幅広い知識が必要とされることもあります。これら技術知識を習得させるため、以下のような研修を実施しています。

① 基礎的な技術知識の習得

- ・ 庁内講座
審査に必要な基本的な技術（例えば、電子回路、ポリマー）を体系的に習得させる（数日間実施）。
- ・ 大学派遣聴講
最新技術に関係する大学等へ派遣して講義を聴講し、最新技術（例えば、バイオテクノロジー、IT）の知識を習得させる。

② 応用的な技術知識の習得

- ・ 技術研修
特定技術分野の第一人者を特許庁へ招聘して講演いただき、当該技術の開発動向や技術課題等に関する知識を習得させる。
- ・ 専門技術実習研修（インターンシップ）
企業等の現場を体験し、専門技術等を習得させるとともに、産業界の実態やニーズを把握し、審査官としての資質向上を図る（企業の研究開発部門等に1～2ヶ月派遣）。
- ・ 現場実習研修
企業等の製造施設や研究施設を訪れ、技術者や研究者から説明を受けることにより、現場での知識を習得させる。

③先端技術知識の習得

・先端技術研修

先端技術分野の著名研究者を特許庁へ招聘してセミナー形式の講義をしていただき、先端技術に関する知識を習得させる。

・学会派遣

国内外の学会、セミナー、シンポジウム等へ派遣し、最新技術の知識を習得させるとともに、視野の拡大を図る。

・先端技術留学

国内外の大学院・研究機関等へ派遣し、講義聴講や研究等を通じて、最先端技術を習得させる（1年間）。

(2) 語学研修 (図10)

審査実務において、国際的に遜色のない先行技術調査を実施していくためには、外国文献の内容を理解することが不可欠であり、英語によるPCT出願については英語で起案することが必要となります。

これに加えて、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）との審査協力、特許制度・分類等の国際調和、途上国特許庁からの研修生受け入れ等を実施する上で、コミュニケーションツールとしての語学力が欠かせません。

このため、通常採用者については、2年目にコース別語学研修（義務的研修）を受講させています。その後も、

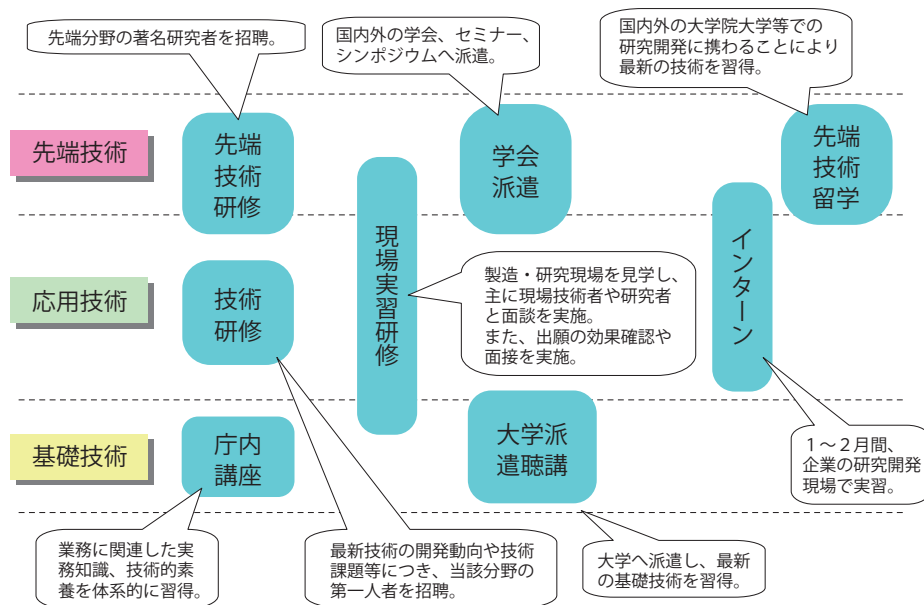


図9 主な技術研修とその位置づけ

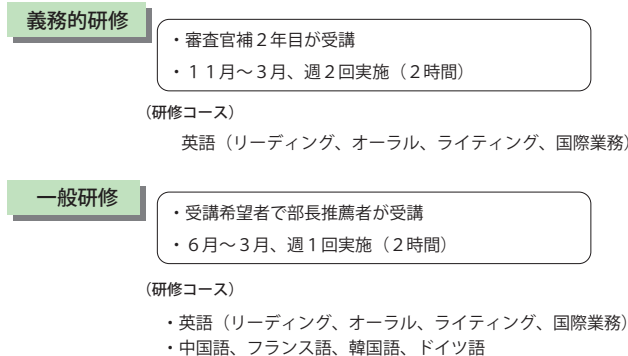


図10 語学研修

業務上の必要性等を判断してコース別語学研修（一般研修）や本省合宿研修等を受講させます。これら語学研修は、英語以外に、仏語、独語、中国語などのメニューも用意されています。

(3) コミュニケーション力、指導力等の向上のための研修（図11）

コミュニケーション力、指導力は、日常の業務において培われるものであり、研修を受けることで直ちに習得できるものではありません。実際の職場でのコミュニケーション力、指導力を向上させるきっかけやヒン

トを与えることを目的として実施しています。

管理者研修、審査長研修においては、業務にかかわる課題、職場で生じる問題について討論等が行われます。

6. IP・eラーニングの活用（図12）

平成16年度以降、独立行政法人工業所有権情報・研修館では、特許庁の有する知識、経験及びノウハウに基づいてIP・eラーニングのコンテンツを整備しています。これらコンテンツは特許庁内だけでなく、外部の一般ユーザーにも無償で提供されています。

特許庁内外で利用できるコンテンツから、審査実務

審査長研修		管理者研修	
【対象者】	【目的】	【対象者】	【目的】
審査長、室長	審査部において、全員が能力を十分に発揮して組織を活性化できるよう、審査長としての管理能力の一層の向上を図る。	1. 課長・室長級 2. 課長補佐級	管理職として必要な知識、職場内での問題解決能力、部下の育成と組織の適切な管理能力の修得を図る。

図11 指導力、コミュニケーション力等の向上のための研修

図12 IP・eラーニングのコンテンツと業務との関係

	コンテンツ名	利用目的	役立つ主な業務
研修科目と関連の深いコンテンツ	先行技術調査の進め方（95分）	新規採用の審査官が早期に質の高い検索ができるよう支援	・検索（初心者向け）
	IPC、FI、Fタームの概要（105分）	IPC、FI、Fタームの習得と活用	・分類付与、検索
	産業財産権を巡る我が国の現状と今後（64分）	最近の知財立国にむけた政府の取り組みとその背景を習得	・審査全般
	特許審査の流れ（51分）	発明から出願、審査を経て登録、審判に至るまでの流れを習得	・審査一般（初心者向け）
	特許審査の進め方（67分）	1件の案件について、明細書の精読からファーストアクションに至るまでの審査の中身を習得	・審査一般（初心者向け）
	特許審査実務の概要（218分）	審査基準に沿って新規性、進歩性、審査の進め方等を習得	・審査実務
	パリ条約概論（40分）	パリ条約について習得	・パリ優先案件の審査
	特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度の概要と手続（122分）	職員を主な対象として、国際出願制度の発想と手続の流れを習得	・PCT案件の調査報告等の作成
業務との関連の深いコンテンツ	意匠制度の概要（60分）	意匠制度の概要と企業等における意匠権の活用を習得	・意匠制度の一般知識（初心者向け）
	商標審査の進め方（75分）	商標審査の基礎知識を習得	・商標制度の一般知識（初心者向け）
	EP特許制度と審査実務（77分）	他庁包袋情報（ドシエ）アクセス・システムの利用に資するEPの特許制度と審査実務の習得	・ドシエシステムの有効利用 ・国際審査官協議、三極審査官会合
	US特許制度と審査実務（123分）	他庁包袋情報（ドシエ）アクセス・システムの利用に資するUS特許制度と審査実務の習得	・ドシエシステムの有効利用 ・三極審査官会合
	esp@cenetの活用（48分）	欧州特許情報の効率的な取得を習得	・欧州特許情報の検索、取得 ・国際審査官協議、三極審査官会合
	epolineの活用（78分）	欧州特許情報の効率的な取得を習得	・欧州特許情報の検索、取得 ・国際審査官協議、三極審査官会合
	ECLAの概要（30分）	欧州の文献検索のための分類の習得と活用	・欧州特許情報の検索 ・分類改正、三極審査官分類会合

に関連するものを図12に整理してみました。また、明確に区分することは難しいのですが、整理のため、コンテンツを「研修科目と関連の深いコンテンツ」と「業務との関連の深いコンテンツ」の2種類に分けてあります。

最初の「研修科目と関連の深いコンテンツ」は、既に紹介しました「審査官補コース研修」、「任期付職員初任研修」、「審査官コース前期研修」等の研修科目と関連の深いコンテンツで、研修科目の予習・復習として利用するよう受講生に推奨しています。

2番目の「業務との関連の深いコンテンツ」は、審査業務を行う上で必要となる知識を習得してもらうためのコンテンツです。例えば、EPOの審査情報を効率的に得るためには、EPOが提供する「esp@cenet」、「epoline」の利用方法に加え、特許制度、審査実務の知識も必要ですが、IP・eラーニングを利用すれば、体系的に学習することができます。

このように、IP・eラーニングは、研修における講義とは異なり、必要な時に、いつでも、どこでも、パソコンを通じて学習できるという利点があります。「EPO審査官を受け入れる前に、EPOの特許制度、実務を知っておきたい」、「PCT条約は法定研修で学習したが、もう一度復習しておきたい」というような場合には便利だと思えますので、どんどん利用してもらいたいと思います。

おわりに

今まで紹介してきましたように、特許審査官、審査官補を対象として、審査に必要とされる知識・知見を習得してもらうために、種々の研修が実施されています。

これらの研修によって、法律や、技術等についての知識を体系的に習得することは重要ですが、研修以外にも審査業務を行いながら学んでいくことも多くあると思います。例えば、担当技術分野の審決・判決に目を通したり、公開分類等のチェックを通じて最新の技術・動向に目を配ったり、面接・出張において技術者から技術について教わったりと、身の回りには知識・知見を向上させる種が転がっています。

このような身の回りの種から自主的に学習してもらえれば、審査官の知識・知見を一層向上させることができると思います。一人ではなかなか自主的な勉強が

続かないこともありますので、同期、技術グループ等のメンバーで勉強会を行うのも良いでしょう。また、審査部ポータルサイトの研修委員会関連資料でも紹介していますが、特許庁外部のセミナー、IP・eラーニングも質、量とも充実してきていますので、これらも積極的に活用してほしいと思います。

profile

小林 均 (こばやし ひとし)

昭和55年4月	特許庁入庁（審査第四部塑性加工）
昭和59年4月	審査官昇任（審査第四部塑性加工）
平成7年4月	審判部審判官昇任（審判部第四部門）
平成16年4月	特許審査三部審査長（高分子）
平成17年10月	特許審査第三部上席審査長（有機化学）

平成18年7月より、特許審査部研修委員会委員長

